

都市計画税の導入検討に係る市民懇談会 意見交換要旨（第8回）

日時	平成31年2月3日（日） 10:00～11:50
会場	コミセンなかさと 大ホール
参加者	市民28人
出席職員	市長 （政策調整部） 竹中部長、吉田次長 （企画調整課） 小池課長、企画調整課員2名

発言要旨		分類
意見	市民懇談会の後、どのようなスケジュールで都市計画税の導入を進めていく予定なのか。	時期
回答	都市計画税条例を市議会2月定例会に提案して、審議・採決いただく予定である。	
意見	地域で検討するには、あまりに時間が短すぎるのではないか。議会への提案をもう少し延ばすことは考えられないか。	
回答	前回の平成21年度当時にも議論していて、今回はその続きである。何を行うために議案の提案時期を延ばすのか、合理的な理由が必要である。市民懇談会を重ねるにしても、全ての市民のみなさんとの対話を行うことは不可能であるため、市民代表である議会での熟議・議決に委ねようと考えている。	
意見	これまで都市基盤整備事業に投入してきた一般財源は、年間平均6億円程度である一方で、都市計画税収入は約3.5億円の見込みということだが、都市計画税を導入しても、一般財源を充当して都市基盤整備を行うのか。	制度
回答	目的税は、事業費の一部に充当するものであり、事業費の全てを賄う制度ではない。本市では一般財源のみで都市基盤整備を行っており、目的税である都市計画税を充当して、負担割合を健全化しようとするものである。	
意見	現状の狭い市街化区域のままでは、将来的に過疎化してしまう恐れがある。都市計画税を財源に、住宅地を増やしていくことで、それが呼び水となって、まちが発展していくと思う。	使途
回答	そのとおりで、例えば大津湖南幹線は4車線で整備を進めているが、交差する市道についても、場合によっては拡幅したり、歩道を整備したりする必要があると考えている。このように都市計画税は、新しく展開する事業だけでなく、従来の市街化区域における道路改良や排水対策の財源にも使えるものである。	
意見	税の公平性からすると、市街化区域だけでなく、市内全域に課税するべきだと考える。	制度
回答	市街化区域には、重点的に都市施設を整備している。例えば、市街化区域では、ほとんどが舗装されているため、雨水は路上浸透されずに、周辺地域に流れることになるので、共同で排水対策を行う必要がある。そうした財源に、都市計画税を充当するものである。	

発言要旨		分類
意見	市街化区域に住んでいる人と、市街化調整区域に住んでいる人で、それぞれ考え方は違うだろう。増税になる区域に住んでいる人の思いをしっかりと汲んで考えて欲しい。一般財源で整備できるところは、一般財源で対応して欲しい。わざわざ都市計画税を導入して、実施しなければいけないというものではないと思う。	制度
回答	市街化区域には、様々な都市施設が整備され、利便性が高いために、区域内の土地・家屋には過大に受益があると言える。都市計画税の導入によって負担が増えるのではなく、現状は負担が少ないので、それを均等にするという考え方である。	
意見	不公平感を少しでも解消するため、市街化区域の見直しをしたうえで、都市計画税の導入をしてはどうか。	まちづくり
回答	市街化区域は増やしている。また現在も、2020年度に予定されている区域区分の見直しに向けて、準備を進めているところである。	
意見	近所の高齢者や子育て世代に、都市計画税の導入について意見を聞いたところ、「収入も少ないし、これ以上税金が増えると生活ができず、とても困る」という話だった。市長の考えを聞かせて欲しい。	その他
回答	高齢者福祉や子育て支援などに、直接、都市計画税を充当することはできないが、これからの高齢化に備えたサービスや子育て支援を行っていくためには、近隣他市と同様に、都市基盤整備には都市計画税を充当していく必要がある。それぞれの負担は増えるものの、サービスとして還元されるものである。	
意見	前回の導入検討の後、8年間何もして来なかったのか。この8年間に、なぜ都市計画税が必要なのかという説明が継続してされてきても良かったのではないか。	その他
回答	前回以降、都市計画税の導入について議論には供していない。しかし、大津湖南幹線や国道8号バイパスの整備など、まちの展望を感じられる事業を推進してきた。現場が動き、実際にまちが変わっていくという実感の中で、都市計画税の導入に理解を得られる方策を採ってきたものである。	